

セクシュアル・ハラスメントの厳罰化 — 2021年8月のエジプト刑法改正の内容と背景 —

Severer Punishment for Sexual Harassment: The Content and Background of A Partial Amendment to the Egyptian Penal Code in August 2021

竹村和朗

Kazuaki Takemura

はじめに

本稿は、2021年8月15日付でなされたエジプト刑法の改正、すなわち、「1937年法律第58号により公布された刑法の一部規定の改正に係る2021年法律第141号¹⁾ (al-Qānūn Raqm 141 li-Sana 2021 bi-Ta'dīl Ba'd Aḥkām Qānūn al-'Uqūbāt al-Šādir bi-al-Qānūn Raqm 58 li-Sana 1937、以下「本法」と呼称する) の内容を検討し、改正に至る経緯を考察するものである。

近年、エジプトでは、アラビア語で「タハルシュ・ジンスイー²⁾ (taḥarrush jinsī) という語が「セクシュアル・ハラスメント」を意味する言葉として定着し、刑法規定の中にも含まれるようになっていく。本法提案が2021年7月に議会に提出されると、メディア上では「ハラスメント罪の厳罰化」(taghlīz 'uqūba al-taḥarrush) と呼ばれた。法案は7月11日に可決され、2021年の議会活動の成果の一つに数えられる [Jāwīsh 2021]。

本法は、セクシュアル・ハラスメントに相当する犯罪行為をなした者に対する刑を記した刑法規定の一部改正である³⁾。改正されたのは、刑法の第306条追加aと第306条追加bの2条で、それぞれにおいて科される刑期が長くなり、罰金額が高くなっている。その意味で「厳罰化」と呼ばれるにふさわしいが、改正前と比べてどの程度厳しくなったのだろうか。また、これら2条は何が異

なり、関連する他の罪とどのように区別されるのか。本稿第1節では、本法条文の説明と改正前の条項を示す。

本法の2条を遡ると、2011年3月と2014年6月の刑法改正に行き着く。2008年に「エジプト初のセクシュアル・ハラスメント裁判」として知られるノハー・ルシュディー事件があり、その頃から女性に対する性的嫌がらせや危害の告発が少しずつ進み、被害者支援の運動が行われてきた。その結果が、2011年と2014年の法改正であり、「国はあらゆる暴力から女性を保護する責務を有する」と定めた2014年憲法第11条である。それでもこの種の犯罪はなくなり、2021年3月にカイロ郊外のマアーディーで女児わいせつ事件が起こると、再び社会問題化した。本稿第2節では、2011年と2014年の法改正の立法状況を、第3節では、2021年の本法の立法状況を分析する。これらを通じて、本法でなされたセクシュアル・ハラスメントの厳罰化が、どのような社会状況と政治的關係の中で生じ、誰によって何の問題だと観念されたのかを考察する。

1. 2021年の法改正の内容

(1) 2021年と2014年の法改正の内容

本法による改正後および改正前の第306条追加aの条文は、以下の通りである。

第306条追加a（2021年8月）

公もしくは私の場または人通りのある場で、他人に対し、身振り、言葉もしくは動作により、または有線、無線もしくは電子的通信手段のいかなるものもしくは他のいかなる技術的手段により、性的またはみだらな振る舞い、誘いまたはほのめかしをしたすべての者は、2年以上4年以下の拘禁および100,000ポンド以上200,000ポンド以下の罰金またはこれら2つの刑の1つに処する。

加害者が被害者のつきまといおよびつけ回しを行う中で動作を繰り返した場合には、その刑は、3年以上5年以下の拘禁および200,000ポンド以上300,000ポンド以下の罰金とする。

再犯の場合には、拘禁刑および罰金刑は、その最長および最大の限度まで加重される。

第 306 条追加 a (2014 年 6 月)

公もしくは私の場または人通りのある場で、他人に対し、身振り、言葉もしくは動作により、または有線もしくは無線通信手段のいかなるものにより、性的またはみだらな振る舞い、誘いまたはほめかしをしたすべての者は、6 か月以上の拘禁および 3,000 ポンド以上 5,000 ポンド以下の罰金またはこれら 2 つの刑の 1 つに処する。

加害者が被害者のつきまといおよびつけ回しを行う中で動作を繰り返した場合には、その刑は、1 年以上の拘禁および 5,000 ポンド以上 10,000 ポンド以下の罰金とする。

再犯の場合には、拘禁刑および罰金刑は、その最長および最大の限度まで加重される。

これら犯罪行為をなした者には、「拘禁」(al-ḥabs) が科される。拘禁は、「軽罪⁴⁾」(al-junḥa) に対する自由刑である(刑法第 11 条)。後述する「懲役」(al-sajn) が「重罪」(al-jināyāt) に対する自由刑で、文字通り、刑務作業を含むのに対して、拘禁は、これを含まない「軽い」刑に位置づけられる。ただし、拘禁でも判決で作業を科されるものがあり(第 19 条)、自ら作業を申し出ることのできる(第 18 条)。拘禁は、その判決を受けた者を「地方刑務所または一般刑務所」に、「24 時間以上 3 年以下」収監する(第 18 条)。

第 1 項の初犯の場合、刑期は「2 年以上 4 年以下」である。改正前の「6 か月以上」から最短で 1 年半長くなり、最長の「4 年」は拘禁の一般規定の「3 年」

(第 18 条)を上回っている。罰金額は、「3,000 ポンド以上 5,000 ポンド以下」から「100,000 ポンド以上 200,000 ポンド以下」に引き上げられた。2014 年と 2021 年では通貨価値が大きく異なるが³⁵⁾、額面上は数十倍になっている。第 2 項の繰り返しを行った場合、刑期は「3 年以上 5 年以下」、罰金額は「200,000

ポンド以上 300,000 ポンド以下」で、改正前の「1 年以上」、「5,000 ポンド以上 10,000 ポンド以下」より長期、多額になっている。

その他顕著な変更点は、通信手段に「電子的」が加わり、「他のいかなる技術的手段」と付記した点である。近年の急速な技術的進展や SNS の普及に対応しようとしたのだろう。

本法による改正後および改正前の第 306 条追加 b の条文は、以下の通りである。

第 306 条追加 b (2021 年 8 月)

刑法第 306 条追加 a に規定される犯罪を、被害者から性的利益を得ることを意図して実行した場合には、セクシュアル・ハラスメントとみなす。加害者は、5 年以上の懲役に処する。

加害者が刑法第 267 条第 2 項に規定される者であった、被害者に対し職業、家族もしくは勉学上の権力を有していた、被害者に対しその犯罪をする状況をつくり出すいかなる圧力もかけた、またはその犯罪を 2 人以上で実行した、もしくは少なくとも 1 人が武器を携帯していた場合には、その刑は、7 年以上の懲役とする。

第 306 条追加 b (2014 年 6 月)

刑法第 306 条追加 a に規定される犯罪を、被害者から性的利益を得ることを意図して実行した場合には、セクシュアル・ハラスメントとみなす。加害者は、1 年以上の拘禁および 10,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金またはこれら 2 つの刑の 1 つに処する。

加害者が刑法第 267 条第 2 項に規定される者であった、被害者に対し職業、家族もしくは勉学上の権力を有していた、被害者に対しその犯罪をする状況をつくり出すいかなる圧力もかけた、または犯罪を 2 人以上で実行した、もしくは少なくとも 1 人が武器を携帯していた場合には、その刑は、2 年以上 5 年以下の拘禁および 50,000 ポンド以下の罰金とする。

第 1 項では、第 306 条追加 a に挙げられた行為を「被害者から性的利益 (manfa‘a dhāt ṭabī‘a jinsiya) を得ることを意図して」実行した場合に、「セクシュアル・ハラスメント」に相当すると定める。性的利益は、加害者が被害者に性的な含意がある言葉の投げかけたり、振る舞いをしたりすることにより性的欲情を得ることと理解される [al-Jumaylī 2015b: 119-121]。

セクシュアル・ハラスメントに認定されると、重罪の刑である懲役が科され、その年数も「5 年以上」と、改正前の「1 年以上の拘禁」よりはるかに長い。前述の第 306 条追加 a 第 2 項の繰り返しを行った場合の「3 年以上 5 年以下」よりも長い。また、改正前は「および 10,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金またはこれらの 2 つの刑の 1 つ」と文章が続いていたが、削除された。これにより罰金だけで済まされることがなくなり、もれなく「5 年以上の懲役」が科されることになった。このあたりが「厳罰化」と呼ばれる所以であろう。

第 2 項では、加害者が被害者に対し優越的な地位を持っていたり、多人数や暴力に恃んでハラスメントを行った場合には「7 年以上の懲役」のより重い刑となることが示される。改正前は「2 年以上 5 年以下」に限定され、「および 20,000 ポンド以上 50,000 ポンド以下の罰金」という表現が付いていたが、削除された。「またはこれらの 2 つの刑の 1 つ」の表現は改正前から存在しなかったため、この場合、懲役が必ず科される。ここで言及される第 267 条第 2 項は、次項で詳述するが、加害者が被害者の「尊属」(uṣūl)や「監護者」(al-mutawallīn)の場合により重い刑になることを意味している。これは、閉じられた環境で強権者が行うハラスメントを社会的により深刻な問題と見て、防止しようとするものだろう。

(2) 2011 年の法改正の内容

このように第 306 条追加 a と第 306 条追加 b は、似て非なる内容を持つ。これは、これら 2 条の制定経緯が異なること、特に前者が 1953 年 12 月に追加された後、2011 年と 2014 年の法改正を経て本法改正前の形になったのに対し、後者は 2014 年の法改正により追加されたという時間差も関係する。社会状況

の解説は次節に譲るが、先に 2011 年の法改正について述べておきたい。この時、「強姦」や「強制わいせつ」が厳罰化されていたからである。

2011 年 3 月の法改正による第 306 条追加 a の内容は、以下の通りである。

第 306 条追加 a (2011 年 3 月)

公道または人通りのある場で、人に対し、言葉、動作または身振りにより、品位を貶めることをした者は、6 か月以上の拘禁および 500 ポンド以上 1,000 ポンド以下の罰金またはこれら 2 つの刑の 1 つに処する。

前項の規定は、品位を貶めることが電話を通じてまたは有線および無線の通信手段のいかなるものを通じてされた場合にも適用される。

加害者が、前 2 項に規定された犯罪と同一の犯罪を、最初の犯罪についての最終判決の日から 1 年以内に実行した場合には、その刑は、1 年以上の拘禁および 1,000 ポンド以上 5,000 ポンド以下の罰金とする。

先に挙げた 2014 年改正との最大の違いは、「品位を貶めること」(khadsh hayā) という表現である。これは、直接の身体接触を伴わない嫌がらせや罵り言葉、手の動き、恥部の露出、性行為の目撃の強制、みだらな写真の撮影等を意味する [Maḥmūd 2018]。公の場に限定されていることから、当初は、路上の声掛けやつきまといを指していたのだろう。この語は、2014 年の法改正で、「性的もしくはみだらな振る舞い、誘いもしくはほめかし」(ītān umūr aw īhā'āt aw talmīhāt jinsīya aw ibāḥīya) という、より具体的な行為を指す表現に代えられた。

第 306 条追加 a は、1953 年法律第 617 号により追加された。初犯の拘禁は「7 日以上」で罰金もなく、まさに「軽罪」であった。その内容は、以下の通りである。

第 306 条追加 a (1953 年 12 月)

公道または人通りのある場で、女性に対し、言葉または動作により、その者の品位を貶めることをした者は、7 日以上の拘禁に処する。

加害者が、前項に規定された犯罪と同一の犯罪を、最初の犯罪についての判決の日から 1 年以内に再度実行した場合には、その刑は、6 か月以上の拘禁および 500 ポンド以下の罰金とする。

2011 年の法改正では、この第 306 条追加 a だけでなく、第 267、268、269、269 追加 a、288、289 条にも変更が加えられていた。第 288、289 条は児童の略取に係る規定であるため今回は割愛するが、第 267 条「強姦」、第 268 条「強制わいせつ」、第 269 条「児童わいせつ」、第 269 条追加 a「路上の不品行」は密接に関係するので、見ておきたい。

第 267 条は、「強姦」に係る規定を示している。

第 267 条

女性を合意なく姦淫した者は、死刑または無期懲役に処する。

被害者が西暦で満 18 歳未満であった、または加害者が被害者の尊属であった、その養育もしくは監督をする監護者であった、被害者に対し権力を有する者であった、被害者もしくは前述の者のもとで賃金を得る家事手伝いであった、もしくは複数人であった場合には、その実行者は、死刑に処する。

「強姦」、すなわち、女性を強制的に「姦淫した」(wāqa‘a) 者には、最も重い刑である「死刑」(al-i‘dām) か「無期懲役」(al-sajn al-mu‘bid) が科される⁶。第 2 項では、被害者が未成年であるか、加害者の被保護者である場合を挙げ、その刑を「死刑」と定めている。これらは 2011 年の法改正によって変更された点で、改正前は「無期懲役または重懲役」であった。「強姦」を社会的に重い罪とみなし、刑を 1 段階重くしたのだろう。第 306 条追加 b ではこれらの者がハラスメントを行った場合には、「7 年以上の懲役」と規定する。

ここでいう「無期懲役」と「重懲役」(al-sajn al-mushaddad) は、懲役とは、収監される刑務所の種類および刑務作業の内容が異なる。懲役は、受刑者を「一般刑務所」(al-sijn al-‘umūmī) に収監し、その内外で比較的軽い刑務作業⁷に

従事させるもので、期間は「3年以上15年以下」である（第16条）。他方、重懲役と無期懲役は、「法律で定められた刑務所」（第14条）、すなわち、エジプト刑務所法（1956年法律第396号）でいう「リーマーン⁸」（līmān）に収監し、その内部で重い刑務作業に従事させ、有期の場合は「3年以上15年以下」、無期の場合は終身刑となる。1937年の刑法制定時には、重懲役と無期懲役が有期と無期の「重労働」（al-ashghāl al-shāqqa）と表現されたことから、またこれらの刑を科された場合でも女性と60歳以上の男性はリーマーンではなく一般刑務所に収監されることから（第15条）、リーマーンは過酷な重罪人刑務所として想起される⁹。

第268条は「強制わいせつ」に関する規定である。

第268条

人に、暴力、脅迫またはこれらに類する方法により、わいせつ行為をしたすべての者は、重懲役に処する。

被害者の年齢が西暦で満18歳未満であった、または加害者もしくはその1人が第267条第2項に規定される者であった場合には、その刑は、7年以上の重懲役とする。これらの規定に重複する者は、無期懲役に処する。

ここで「わいせつ行為」と訳したのは、アラビア語のハトク・イルド（hatk ‘ird）である。ハトクは「傷つけること」、イルドは「(特に女性の)名誉」を意味する言葉だが、前条との関連で、姦淫には至らないが、直接の身体接触を伴う「わいせつ行為」を指すと理解した。2011年の法改正で「3年以上7年以下の重懲役」が年数規定のない「重懲役」に変えられ、7年以上の求刑も可能になった¹⁰。この点は第2項で明確にされ、未成年者や被保護者に対する強制わいせつは、より罪が重く「7年以上の重懲役」、未成年者かつ被保護者に対する強制わいせつは「無期懲役」が科される。この第268条の対象は—第267条の「強姦」が「女性」（unthā）に限定されるのに対し—、「人」（insān）であるので、性や年齢にかかわらず、あらゆる立場の人に対する強制的なわいせつ行為を含む。

第 269 条は、暴力・強制によらない「児童わいせつ」に関する規定である。

第 269 条

西暦で満 18 歳未満の少年または少女に、暴力または強制によらず、わいせつ行為をしたすべての者は、懲役に処する。被害者の年齢が西暦で満 12 歳以下であった、または加害者が第 267 条第 2 項に規定される者であった場合には、その刑は、7 年以上の重懲役とする。

未成年に対するハトク・イルドであるが、暴力・強制によらないため、一段軽い「懲役」に設定されている。ただし、被害者が「満 12 歳以下」の児童であるか、加害者に保護される立場にある者である場合には、「7 年以上の重懲役」が科される。2011 年の法改正前には「7 年以上の」という限定がなかった。「重懲役」は「3 年以上 15 年以下」であるので (第 14 条)、「7 年以上」は重い方の部類に入る。

第 269 条追加 a は、「路上の不品行」に関する規定である。

第 269 条追加 a

公道または人通りのある場で、通行人に、身振りまたは言葉により不品行をしたすべての者は、3 か月以上の拘禁に処する。

加害者が最初の犯罪の最終判決の日から 1 年以内にこの犯罪を再度実行した場合には、その刑は、1 年以上の拘禁および 500 ポンド以上 3,000 ポンド以下の罰金とする。有罪判決を受けた者は、判決から刑期と同一の期間、警察の監視下に置かれる。

これは 1955 年法律第 568 条により追加された規定で、第 306 条追加 a を加えた 1953 年法律第 617 条と同様、公の場における「不品行」(fisque) を犯罪化したものである。第 306 条追加 a が「女性」に対する「品位を貶めること」であったのに対し、第 269 条追加 a は「通行人」に対する「不品行」、すなわち、下品な言葉や身振り [al-Jumayli 2015a: 788] を扱う。この語は「品位を貶め

ること」と重複する部分があるが、第 306 条追加 a が最初から電話を含めていたのに対し、「不品行」は路上に限定されるものと考えられる。刑は、当初の「7 日以上」の拘禁が後に「1 か月以上」になり、2011 年の法改正で「3 か月以上」になった。第 306 条追加 a が本法でインターネットや SNS に内容を広げたのに対し、第 269 条追加 a は、路上の不品行のみを扱う規定であり続けている。

以上、第 306 条追加 a, b と関連条項の検討から、2011 年と 2014 年の法改正が重要な変化の契機であることが明らかになった。次節では、その歴史的状況と社会的議論を見てみよう。

2. 「タハッルシュ・ジンスィー」の誕生と犯罪化

(1) 2011 年の法改正の状況

エジプトにおける「タハッルシュ・ジンスィー／セクシュアル・ハラスメント」という語は、近年導入されたもので、反発と無視、地道な啓発活動、悲惨な事件の発生とそれによる社会的意識の高まりが絡まり合っ、少しずつ社会に根づいてきたものである。その最初の転換点となったのが、2008 年のノハー・ルシュディー事件であった。これをモデルとした話が 2010 年公開のエジプト映画『678』で用いられたため、広く知られている [長沢 2013]。映画のエンディングで、「ネッリー¹¹事件のハラスメント男 (mutaharrish) に対し、裁判所は 3 年の懲役を言い渡した。その 1 年後、エジプトでセクシュアル・ハラスメントを犯罪化する法律が公布された。ただし、その報告はまだ多くない」という文章が示されたように、ノハー事件が 2011 年 3 月の刑法改正の背景となったと考えられている。

判決が出た 2008 年 10 月 22 日の新聞記事 [‘Azzām 2008] によれば、この犯罪行為は、同年 6 月 23 日に白昼堂々行われた。自宅近くを歩いていたノハーに対し、被告人シェリーフ・ギブリールは運転するピックアップトラックで彼女の歩みを遮った上、運転席の窓から手を伸ばして彼女の胸を掴み、自分の方に引き寄せようとした。ノハーが押し返したのでシェリーフが手を放すと、彼女は地面に倒れ、叫び声を上げた。シェリーフはあざけ笑い立ち去ろうとした

が、一方通行の道で車が進まない間にノハーが追い付き、逃走を妨げた。判決当時、ノハーは27歳、シェリーフは28歳であった。

裁判は、刑事事件を扱うカイロ重罪裁判所で開かれ、被告人シェリーフには「重懲役3年」と「一時賠償金5,001ポンド」が科された。映画のエンディングでは、「懲役」3年と記されたが、実際はより重い「重懲役」3年であり、賠償金の支払いも含まれていた。判断基準となったのは、セクシュアル・ハラスメント罪として知られる第306条追加 a, b ではなく——a では拘禁で終わる可能性があり、b はまだ存在していなかった——、第268条の「強制わいせつ」であった。前述の通り、2011年の改正前の第268条には「3年以上7年以下」という年数規定が含まれていたので、「3年」は最も低いものである。それでも、路上で突然暴力的に胸を掴まれたことが、単なる暴行・傷害でも、「不品行」でも、「品位を貶めること」でもなく、「名誉を傷つけること」、すなわち、「強制わいせつ」として裁かれたことが、ノハー事件の画期的な点であった¹²。

ノハー事件に限らず、エジプトでは、2000年代半ばから女性への性的な嫌がらせや危害が顕在化し、問題視されるようになっていた [後藤 2020: 218]。被害の広がりを憂慮したエジプト女性人権センターは、性的なからかいやナンパを指す「ムアクサ」(mu'ākasa) の語に代えて、より重大な「性的危害」「性的攻撃」を意味する新語「タハッルシュ・ジンスィー」を用いることで社会の意識を変えようとしていた [後藤 2020: 218-219]。この語を刑法条文に加えようとする動きもあったが、2011年の「1月25日革命」による混乱のため中座し、これがなされたのは、2014年6月の改正であった。それでは、2011年3月の改正とは一体何だったのだろうか。

2011年3月は、「1月25日革命」によるムバーラク大統領の辞任後、軍隊最高評議会が一時的に国権を掌握し、「革命後」の政治体制が模索された時期である。2011年3月の法改正は、この時期に2011年法律第11条として公布された。これに署名したのは、軍隊最高評議会議長であったムハンマド・タンターウィー元帥である。すでに議会在解散させられていたため、これに関する議会審議はなかった。軍隊最高評議会は同時期に他にも法律を制定しているが、それらはすべて同評議会による「布告」(marsūm) として出された。

2011年法律第11条の「布告」は、2011年3月22日に出された。この日付にも注意したい。3日前の3月19日に、「革命後」最初の選挙となる憲法改正の国民投票が行われたばかりであった〔竹村 2014: 124-125〕。憲法改正は、大統領選挙規定を変える部分改正で、改正に賛成し、早く国政選挙を行いたいムスリム同胞団ら政治勢力と、憲法の全面書き換えを求め、改正を拒否する若者・革命勢力の間で激しい綱引きが行われていた。投票翌日、賛成多数を伝える最終結果が公示された。しかし10日後の3月30日、軍隊最高評議会は突如全63条の「暫定憲法」を定め、自身の主導による新たな政治行程を定めた。

このように3月22日は、「革命後」の政治が激しく動いていた最中であった。この時期になぜこの刑法改正がなされたのか、通常の立法でなかったこともあり、明らかではない。ただ、女性に対する性的危害は、当時頻繁に報告されていた。たとえば、3月8日の「国際女性の日」に女性デモ隊がタフリール広場に集まった際には、周囲の男性たちから「攻撃とハラスメント」を受けた〔FIDH 2012: 17〕。翌日、軍は広場に残留するデモ隊を解散させたが、その中で拘束した7人の女性に悪名高い「処女性検査」を受けさせた〔FIDH 2012: 17〕。3月16日の「エジプト女性の日¹³」には女性デモ隊が再びタフリール広場に集まり、「女性の問題が脇に追いやられている」と声明を出した〔Rashwān 2011〕。「革命後」が長引き、社会秩序が乱れる中で、路上で活動する女性たちに深刻な危機が迫っていた。軍隊最高評議会はこれを「治安上の問題」として捉えたようである〔Uthmān 2011〕。これらを踏まえれば、2011年3月の刑法改正は、移行期の統治を担う軍が、「革命後」の社会状況を安定させるため、あるいは女性に対する配慮を内外に示すために、進めたものと考えられる。

(2) 2014年の法改正の状況

2011年3月の改正に比べて、2014年6月の改正は、その直前に起きた「女子大学生集団ハラスメント事件」が改正要求の契機となったことで知られているが、これも通常の立法ではなく、議会の解散中にマンスール暫定大統領が出した「大統領令」によるため、詳細は不明である。しかも公布日は2014年6月5日と、スィーサー大統領就任のわずか3日前にあたる。

2012年6月30日に就任したムルシー大統領は、同年12月に新憲法を成立させ（2012年憲法）、出身母体であるムスリム同胞団を中心とした政治運営をしていたが、2013年春にこの体制への不満の聲が高まり、6月30日を期日に大統領辞任を迫る大規模抗議運動へと発展した〔竹村 2021: 22〕。こうした「民衆の声」を背景に軍が動き、政権指導部は解任・拘束され、7月3日、軍のトップであったスィーサー防衛大臣によって憲法の施行停止や新憲法制定、暫定大統領の就任の方針が打ち出された。2013年の「6月30日革命」である。この時、最高憲法裁判所長官だったアドリー・マンスールが暫定大統領となり、以後、新憲法制定と新大統領選挙を進めた。新憲法が2014年1月に成立すると（2014年憲法）、3月から新大統領選挙が始まり、満を持して出馬したスィーサー元帥が圧倒的勝利を取めた。選挙結果が公示されたのが6月5日で、大統領に就任したのが6月8日であった。

カイロ大学で「女子大学生集団ハラスメント事件」が起きたのは、この新大統領選挙を控えた2014年の「エジプト女性の日」の翌日、3月17日であった。ある女子学生が大学構内に入ると、男子学生の一団につきまとわれ、執拗な嫌がらせを加えられた。女子学生はトイレに駆け込んだが、男子学生らは外で待ち伏せていた。女子学生は恐怖と緊張からトイレの中で泣き叫び、その声を聞きつけた警備員が駆けつけ、男性学生らを追い払い、女子学生を大学構外へと送り出したという〔Mada Masr 2014〕。

この話はすぐさまメディアやSNSで拡散したが、火に油を注いだのは、カイロ大学総長のガーベル・ナッサーの発言であった。ナッサーは事件当日夜のテレビ番組に電話出演し、「ハラスメントは許されない」としつつも、大学入口の監視カメラによれば、「女子学生は入構の際にアバーヤ（全身を覆う長衣）を羽織っていた。大学の規則では、肌をあらわにする服装での入構が禁じられているからだ。しかし学生は構内でアバーヤを脱ぎ、肌のあらわな服装になった。おそらくそれでハラスメントが起きたのだろう」と、女子学生の服装のせいであるかのような説明をした〔Hāmid 2014〕。これが「被害者を責めた」として、ナッサー総長への批判が高まった〔Mada Masr 2014〕。ナッサーは翌々日に公式声明を出し、ハラスメントは許されないこと、加害者には相応の

罰を与え、被害者には何ら罪のないことを強調した上で、被害女性の服装に言及した自身の軽率さを詫び、この犯罪行為の根絶に尽力する決意を示す「謝罪の言葉」を述べた [Bawwāba al-Shurūq 2014]。

この事件を受けて、エジプトの女性・人権諸団体は「女性に対する暴力」に関する刑法改正を求めることとし、条文書の作成にとりかかった。まとめられた提案は、国家女性会議を通じて、3月29日に大統領府に提出された [‘Alī 2014]。提案では、ハラスメント実行者に、初犯なら「1年以上の拘禁」、1年以内の再犯なら「3年以上5年以下の拘禁」を科すことが求められた。提案には「タハッルシュ・ジンスィー」の定義も含まれ、「言葉、動作または身振りにより」、「直接または間接的に」、「公もしくは私の場または人通りのある場で」、「電話、インターネットその他の手段で」、「男女を問わず」、「性的な誘いまたは性的行為の呼びかけを行う」と記された [‘Alī 2014]。これらの表現は、2014年の法改正で加えられた表現とほぼ同じである。前節第2項で「品位を貶めること」の語がより具体的な表現に代えられたと述べたが、それは、こうした性的危害の広がりに対抗するために女性たちが声を上げたことにより、そしてそれをマンスール暫定大統領が受け入れ、迅速に大統領令を発したことにより、実現したことであった。マンスール暫定大統領が任期が終わる直前になぜこのような法改正に着手したのかは定かではないが、2011年の法改正と同様、統治者による父権的温情主義の構図が透けて見える。

3. 2021年の法改正の背景と過程

(1) 2021年3月のタハッルシュ事件

2014年6月5日の法改正により、エジプト刑法に「タハッルシュ・ジンスィー／セクシュアル・ハラスメント」の語が入った。しかし犯罪はすぐにはなくなる。翌々日の新聞記事で、この分野における被害の防止と被害者支援を行う「シュフト・タハッルシュ(私はハラスメントを見た)」運動の創設者の一人、ジャネット・アブドウルアリームは、法改正を成果としつつ、今後選出される議会には「拘禁または罰金」ではなく「拘禁および罰金」にする厳罰化を求め

た [Bawwāba al-Miṣrī al-Yawm 2014]。また、今後必要なこととして「集団ハラスメントに対抗する法律の制定」、「リベンジ・ハラスメントや電子ハラスメントの増加への抑止措置」、「女性たちへの啓発運動」にも言及している。カイロ大学の事件が集団行為であったことを考えれば、なすべきことは多いことを示している。

実際、6月8日のスィーサー大統領就任式の際、カイロのタフリール広場はお祭り騒ぎになり、その中で集団ハラスメント事件が起きた。これを受けて、先の法改正の提案を取りまとめた国家女性会議は、警察を管轄する内務省に対し、逮捕者の迅速な取り調べを求めた。同会議のメルファト・タッラーウィー議長は、この事件に対し「遺憾」の意を述べ、改正された刑法はこの種の犯罪について十分な内容を持つが、「問題はどうか適用するか」だとして、内務省に適切な法の執行を求めた [Murād 2014]。

その後、同様の状況が7年続いた。2015年に新議会選挙が行われ、2016年1月から2014年憲法下の第1期議会（任期5年）がついに始まったが、セクシュアル・ハラスメントに関連する新たな法改正は成立しなかった。本法、すなわち、2021年8月の法改正は、2021年1月に始まった第2期議会で作られたものである。立法過程については次項で述べるが、その前に、これに影響を与えたであろう同年3月の「マアディーの女兒わいせつ事件」について述べておきたい。

事件は、2021年の「国際女性の日」、3月8日に起きた。カイロ郊外の閑静な住宅街であるマアディーで、スーツ姿の男性が女兒を建物に連れ込む様子が監視カメラに撮られ、それがインターネットやSNSを通じて拡散し、「マアディーのハラスメント男」(mutaharrish al-ma'ādī) と呼ばれた [al-Badrī, Ḥusayn, and Ḥasab 2021]。この事件は、選出されたばかりの議会を強く刺激した。2019年憲法改正により女性に議席の1/4以上が割り当てられた結果、下院議員592人¹⁴中162人が女性議員になっていたからである [Fathī 2021]。

そうした一人、サブーラ・サイイド議員は、犯人が司法で裁かれるのは当然として、ハラスメントと児童に対するわいせつ行為の厳罰化を求めた [Ta'lab and Badr 2021a]。ホダー・ラシャード議員は、同じく刑法の厳罰化を求めた

が、その理由はこの犯罪が個人のみならず、社会に悪影響を与えるからであり、そのため刑を「5年以上15年以下の拘禁」、「50,000ポンドの罰金」と一層重くすることを提案した。アブラ・ハワリー議員は、ハラスメントを「社会的な治療が必要な課題」と呼び、法改正のみならず、礼拝所や教会、NGOを通じた啓発運動が必要だと述べた。

犯人はすぐに逮捕され、第1回公判がカイロ重罪裁判所で3月30日に開かれた [al-Qumāsh 2021]。加害者はマアディーの近くに住む37歳の男性ビジネスマンであり、被害者は7歳の女児で、路上で「ティッシュを売っていた」とあるので貧しい身の上だろう。加害者は女児に話しかけ、建物の中に誘い込み、そこで手や体を触り、背後から抱きつき、ズボンを脱がそうとしたという。複数の目撃者がいた上、付近の防犯カメラに一連の様子が映っていたことが決定的だった [al-Badrī, Ḥusayn, and Ḥasab 2021]。

裁判は5月9日に結審し、「重懲役10年」が言い渡された [Abū Shanab 2021]。かなり重い量刑である。裁判では、加害者が女児を建物に連れ込んだことから、略取も検討されたが(第288、289条)、事件の本質は女児に対するわいせつ行為と判断して、第268、269条の規定が適用された。裁判官は無理やり連れ込んだとみなし、第268条の「強制わいせつ」、しかも被害者が「満18歳未満」であるので「7年以上の重懲役」を適用したようである [Abū Shanab 2021]。なお、第269条の「児童わいせつ」であっても、被害者が「満12歳以下」にあたるので同じく「7年以上の重懲役」となる。「10年」と刑期を長くしたのは、被害者が7歳と幼いことやこれに関する世論を考慮したのだろう。

事件直後、議会下院に2議席を有する小政党が児童に対するセクシュアル・ハラスメントの刑法改正を求めたが [Ta‘lab and Badr 2021b]、立ち消えになった。本法は、後に別の政党から提出された法律提案によるものである。

(2) 2021年7月の議会審議

2021年6月下旬、議会下院の第一党である「祖国の未来党」(Hizb Mustaqbal Waṭan¹⁵)がセクシュアル・ハラスメントの厳罰化を求める刑法改正案を提出すると報じられた [Ḥarbī 2021]。実際、6月27日に同党代表のアシュラフ・ラ

シャード議員と 60 人の議員によって法案は提出され、常任委員会（この場合、法制委員会）に付託された後 [Lāshīn 2021]、7 月 11 日の本会議で同法案の審議が行われることになった [‘Abd al-Qādir, Ta‘lab, and Badr 2021]。

祖国の未来党は、2013 年の「6 月 30 日革命」でムルスィー大統領辞任要求の取りまとめに一役買った学生活動家ムハンマド・バドラーンが 2014 年に結成した、若者中心の政党である [TIMEP 2015]。第 1 期議会では政党で 2 番目に多い 53 議席を得て、2018 年には政界再編にも着手した [Abdel Zaher 2018]。現在の第 2 期議会下院では、592 議席中 317 議席と半数を超える議席を得ている¹⁶。スィー・スィー大統領支持¹⁷を堅持し、いずれムバーラク期の与党・国民民主党のようになるのではと囁かれている [TIMEP 2021]。

同党代表のアシュラフ・ラシャードは、エジプト南部のケナー県出身の技師で、高校やアスユート大学の学生自治会を経て政治活動に入った [Ridā 2016]。2016 年にバドラーンが米国での学業専念を理由に党代表を退くと、事務局長であったラシャードが代表代行となり、翌年 9 月に新たな党代表に選出された [Ṣaliḥ 2017]。2020 年の選挙を勝ち抜いたいま、ラシャードは議会内最大勢力の領袖である。

7 月 11 日の議会審議では、ラシャードは、法案の目的はハラスメント罪の厳罰化だけでなく、エジプト社会の価値と伝統、そして「われらの大切な娘たち」を守ることにありとし、以下の内容を述べた [‘Abd al-Qādir, Gharīb, and Ramzī 2021a]。

過去の法制者はこの種の犯罪がエジプトにあると信じられず、本来の厳しさにすることができなかった。現実を見れば、それは誤りであり、議会がなすべきは本来の刑にすることだ。（中略）しかし、それは加害者個人を罰するためではない。罰せられるべきは、その者のしつけ (tarbiya) に失敗した家族 (al-usra) であり、そのために家族が負うべき罰金額を大きくしているのだ。

ラシャードは、厳罰化が「われらが母娘の名誉 (sharaf)」を守る、女性は「精神的欠陥者や犯罪者からわれらが守るべき宝」とも言っている [‘Iṣām al-Dīn and ‘Uways 2021]。

議会審議では多くの意見が出た。法制委員長のエブラーヒーム・ヘネーディーは、セクシュアル・ハラスメントが「人身の自由と守られるべきプライベート・パーツ (misāhāt-hu al-khāṣṣa al-āmina) の侵害」であり、暴力に間違いないとして、懲役以上の重罪にすべきと意見した [‘Abd al-Qādir, Gharīb, and Ramzī 2021b]。ある女性議員は、警察署にハラスメント専門窓口を作り、女性警官を配置することを要求するとともに、「加害者は精神を病んでいるので治療が必要」と述べた [Gharīb, Ramzī, and ‘Abd al-Qādir 2021b]。他にも政府によるセクシュアル・ハラスメント撲滅計画の策定 [Gharīb, Ramzī, and ‘Abd al-Qādir 2021a] や、ハラスメント裁判の迅速な実施の法制化 [Gharīb and Ramzī 2021a] を求める声も聞かれた。

そうした中、ある男性議員が「女性にもハラスメントの原因がある」と言い、総すかんを食う一幕があった。ムハンマド・ハーシェム議員は、従来の政府対応が甘かったことを言おうとしてか、こう述べた [Gharīb, Ramzī, and ‘Abd al-Qādir 2021a]。

もしハラスメント者が男性だとすれば、女性にもハラスメントの原因があるのです。東洋社会では、通りでの女性に対する振る舞いが守られるようになってきているからです。政府にもハラスメントの責任があります。初等教育省は児童に倫理を教える仕事を怠り、ワクフ省は適切な助言を与えず、文化省は存在しないがごとく、メディア省は妄想を語り、芸術作品の中でやくぎ者やハラスメント者を描くことを許してきたのですから。

批判の声が鳴りやまぬ中、ハナフィー・ギバーリー下院議長が議事録から当該発言を削除することを提案すると、大喝采で迎えられたという。

この日、議会下院は満場一致で法案に賛成し、法案は文言修正のため国務院に送付された [Gharīb, Ramzī, and ‘Abd al-Qādir 2021c]。このことは、同法

案が、憲法規定に則った通常の立法であったことを意味する。憲法第 122 条によれば、「政府または代議院の総議員の 10 分の 1 により提出された法律案」は、常任委員会に付託され、そこでの審議と承認を経て、本会議で審議・採決されることになっている [竹村 2021: 96]。ここから法案が「ラシャードと 60 人の議員」によって提出された理由もわかる。下院の総議員 592 人に対し、60 人はその 10 分の 1 に相当するからである。

憲法第 123 条によれば、議会が可決した法案を大統領に送付してから 30 日以内に、大統領はこれを公布するか否かの判断を下す [竹村 2021: 97]。本法は、2021 年 8 月 15 日付で官報に掲載されたので、7 月半ばには法案が大統領に送付され、大統領がこれを認めたことになる。こうしてこの法改正は、スィーサー大統領の名により公布された。2011 年のタンターウィー軍隊最高評議会議長、2014 年のマンスール暫定大統領に続き、スィーサー大統領も「女性を守るため」の法改正をなした一人に名を連ねることになったのである。

おわりに

本稿では、2021 年 8 月 15 日付のエジプト刑法の一部改正に係る 2021 年法律第 141 号の内容と先行する 2011 年 3 月と 2014 年 6 月の法改正を検討し、「タハッルシュ・ジンスィー／セクシュアル・ハラスメント」の語をめぐる社会的論議や事件、2021 年 8 月の法改正に至る状況を辿ることで、本法改正の意義を考察してきた。

エジプトでは 2000 年代半ばから、女性への嫌がらせや痴漢行為が頻繁に報告されるようになった。そうした被害を減らすために、「タハッルシュ・ジンスィー」という言葉が発案され、その犯罪化が求められ、ついには法によって裁かれるべき犯罪行為になった。「エジプト初のセクシュアル・ハラスメント裁判」から 13 年、「強姦」や「強制わいせつ」の厳罰化から 10 年、タハッルシュ・ジンスィーの語が刑法条文に入ってから 7 年後のことである。この間、刑は重くなり、重罪として懲役以上の刑が科されるようになった。課題も残るが、女

性の社会・政治進出や憲法上の女性保護規定と軌を一にして、法整備は着実に進められてきている。

ただ、この一連の法改正を女性に関する「言説」として眺めると、少し違った姿が見えてくる。被害者に非があるという言葉がいまだに聞かれることもその一つであるが、それ以上に深刻なのは、女性を「名誉」と捉え、個人の非を「家族」の問題とし、女性を守ることと「社会の伝統と倫理を守ること」を同一視する思考である。ハラスメント被害者やその支援者たちは、性的危害がなくなることを求め、それが放置されることの不正義を訴えていた。本法改正でも、そうした声への共感、卑劣な行為に対する怒りがあったからこそ、これほど早く合意が得られたのだろう。改正後の規定は、確かに進歩的であり、成果である。しかし、これを推し進めた議員たちの言葉には危うさを感じる。そこには、人間の尊厳や性に対する嫌がらせや危害を、社会における「家族」や「伝統」の問題にすり替え、「女性の保護」を社会統制の強化に利用しようとする意図が透けて見えるからである。

女性を「名誉」と捉える視点は、女性に対する保護にも、抑圧になる。この点で、ノハー事件でもマアーディーの事件でも、加害者に大きな制裁を与えたのは「強制わいせつ」という「名誉を傷つけること」に対する刑だったことは、示唆的である。この保護と抑圧が絡み合うところにこそ、セクシュアル・ハラスメントの厳罰化を評価する最大の難しさがある。

【注】

- 1 本法の原文は、エジプト破棄院 (Maḥkama al-Naqd al-Miṣriya / The Court of Cessation, 1931年に設置された民事・刑事裁判の最高裁。原判決の法的検討と破棄を司る) のウェブサイト¹で閲覧・入手することができる (<https://www.cc.gov.eg/legislations> 最終閲覧 2021年8月31日)。
- 2 アラビア語で、タハッルシュがハラスメント、ジンスイーがセクシュアルに相当する。
- 3 刑法条文は、国立出版局から出された『1937年法律第58号により公布されたエ

- ジプト刑法および最新改正（第 22 版）』[Buhayrī and al-Minshāwī 2017] を参照した。
- 4 エジプト刑法は、フランス刑法に範を取り、犯罪をその重さから「重罪」、「軽罪」、「違警罪」(al-mukhālafāt, 文字通りには「違反」)に分ける(刑法第 9 条)。それぞれ刑が決まっており、重罪は死刑、無期懲役、重懲役、懲役、軽罪は拘禁、罰金、違警罪は罰金を科される。
 - 5 2014 年 6 月に 1 ポンドは約 14 円、2021 年 8 月に約 7 円なので、約半分に価値が下落した。
 - 6 エジプト刑法において死刑が科されるのは、殺意を持ってまたは計画的に人を殺した場合等である(第 230 条)。殺意なくまたは計画的でなく人を殺した場合には、無期懲役または重懲役が科される(第 234 条)。
 - 7 刑務作業を規定した 1959 年内務省令第 73 号によれば、懲役と拘禁の作業では、農作業や庭園整備、織物や染物、革靴作りやアイロンかけ、清掃、洗濯、製パン、調理等の「軽作業」が課される。他方、重懲役と無期懲役では、荒蕪地の開墾、荷役、強制労働、馬具製作や板金、木材加工、倉庫作業、採石場での労働等の「重労働」が課される。
 - 8 勝沼 [2007: 111] は、20 世紀初頭エジプトのリーマーンを「徒刑監獄」と呼んでいる。
 - 9 その代表がカイロ近郊のトゥラ刑務所 (Sijn Tura) である。これは複合的刑事収用施設で、その中に重警備 (maximum-security) 刑務所とも呼ばれるリーマーンが含まれる。
 - 10 エジプト刑法において、殺意なく人の身体を傷害し、結果的に死亡させた傷害致死には、「3 年以上 7 年以下の重懲役または懲役」が科される(第 236 条)。強制わいせつ罪は、2011 年の法改正前にすでに傷害致死と同じ重さであった。
 - 11 劇中でノハーを模した主人公の名。婚約者とともにスタンダップ・コメディアンを目指す役であったが、実在のノハーは、ドキュメンタリー映画監督であった [‘Azzām 2008]。
 - 12 被告人側は判決に対し不服を訴えたが、2010 年 2 月 15 日、破棄院は本件上告を棄却し、一審判決を支持する判決を言い渡した [al-Nahrāwī 2010]。
 - 13 3 月 16 日は 1919 年革命の中で女性が初めてデモに参加した日として、エジプト独自の「女性の日」となっている [al-Hay’a al-‘Āmma li-l-Isti‘malāt 2020]。
 - 14 議会定数は、選挙された議員 568 人、大統領により任命された議員 28 人の合計 596 人だが、当選者の死亡や当選無効の司法判決により 4 人が欠けたまま、592 人となっている [Maṣrāwī 2021]。
 - 15 英語の定訳がまだなく、The Nation’s Future や Future of the Nation と呼ばれる [Darwish 2019]。
 - 16 下院ウェブサイトより (http://www.parliament.gov.eg/Statetistics_main.aspx 最終閲覧 2021 年 9 月 12 日)。
 - 17 同党ウェブサイトの「党について」のページには、サングラス姿のスイースイー大統領の写真が掲げられている (<https://mostaqbal-watan.org/who-we-are.php> 最終閲覧 2021 年 8 月 31 日)。

【参考文献】

(日本語)

- 勝沼聡 2007 「近代エジプトにおける監獄制度の再編」『オリエント』50(1): 106-127.
- 後藤絵美 2020 「言葉が動くとき—「セクシュアル・ハラズメント」の誕生、輸入、翻訳—」福田宏・後藤絵美編『グローバル関係学 5 「みえない関係性」をみせる』岩波書店、208-228.
- 竹村和朗 2014 「エジプト 2012 年憲法の読解——過去憲法との比較考察 (上)」『アジア・アフリカ言語文化研究』87: 103-240.
- 2021 「エジプト 2014 年憲法の読解——2019 年 4 月の憲法改正から」『アジア・アフリカ言語文化研究』101: 19-140.
- 長沢栄治 2013 「[エジプト] 革命とセクハラ：エジプト映画『678』をめぐる」『地域研究』13(2): 399-404.

(外国語)

- ‘Abd al-Qādir, Muḥammad, Muḥammad Gharīb, and Maḥmūd Ramzī. 2021a. “Za‘īm al-Aghlabīya Yad‘ū li-Taghlīz ‘Uqūbāt al-Taḥrarrush <li-Muwājaha al-Ghazw al-Fikrī wa-Hifz Sharaf Banāt-nā>.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- 2021b. “Ra‘īs <Tashrī‘āt al-Nuwwāb>: al-Taḥarrush Aṣḥāba <Jināya>.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- ‘Abd al-Qādir, Muḥammad, Ibtisām Ta‘lab, and ‘Ātif Badr. 2021. “Aṣḥāb Jināya wa-Laysat Junḥa.. Tafāṣil Awwal Qānūn Yunāqishu-hu al-Barlamān al-Aḥad li-Taghlīz ‘Uqūba al-Taḥarrush.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 8 July.
- Abdel Zaher, Hassan. 2018. “The Nation’s Future Party to Dominate Egypt’s Politics After Merger.” *The Arab Weekly*, 3 June.
- Abū Shanab, Fāṭima. 2021. “Haythīyāt al-Mushaddad 10 Sanawāt li-<Mutaharrish al-Ma‘ādī>: al-Muttaham I‘tarafa bi-Hatk ‘Irḍ al-Ṭifla Ba‘da an Athārat-hu Jinsīyan.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 9 May.
- ‘Alī, Wā‘il. 2014. “Munazzamāt Ḥuqūqīya Tuṭālību al-Ri’āsa bi-Tawḥīd Nuṣūṣ al-Qānūn al-Khāssa bi-Jarā‘im al-‘Unf al-Jinsī.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 1 April.
- ‘Azzām, Muḥammad. 2008. “al-Sajn al-Mushaddad 3 Sanawāt li-l-Muttaham fi Awwal Qadīya Taḥarush Jinsī fi Tārīkh al-Qadā’ al-Miṣrī.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 22 October.
- al-Badrī, Yusrā, Ḥasan Aḥmad Ḥusayn, and Muḥammad ‘Ātif Ḥasab. 2021. “al-Qiṣṣa al-Kāmila li-Wāqī‘a <Ṭifla al-Ma‘ādī>: Kāmīrā Wathaqat al-Jarīma.. wa-al-Baḥth ‘an al-Jānī Mustamirr (Suwar).” *al-Miṣrī al-Yawm*, 9 March.
- Bawwāba al-Miṣrī al-Yawm. 2014. “<Shuftu Taḥarrush> Tuṭālību al-Barlamān bi-Ta‘dīl ‘Uqūba <al-Ḥabs wa-al-Gharāma>.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 7 June.
- Bawwāba al-Shurūq. 2014. “Ba‘da Wāqī‘a Taḥarrush Jāmi‘a al-Qāhira.. Jābir Naṣṣār Ya‘tadhīru Rasmīyan ‘an Taṣrīḥāti-hi Ḥawla Malābis al-Fatā.” *al-Shurūq*, 19 March.
- Buḥayrī, Aḥmad Muḥsin Aḥmad and Ashraf al-Jawharī al-Minshāwī, eds. 2017. *Qānūn al-‘Uqūbāt al-Miṣrī al-Ṣādīr bi-al-Qānūn Raqm 58 li-Sana 1937 Ṭibqan li-Aḥdath al-Ta‘dīlāt*. (22nd ed.). Cairo: al-Maṭābī‘ al-Amīriya.

- Darwish, Hosam. 2019. "Egypt Under Sisi: From An Authoritarian Dominant-Party System to Strongman Politics." *JETRO-IDE ME-Review*, 6: 56-74.
- Fathī, Aḥmad. 2021. "162 Mişriya bi-Barlamān 2021.. 'Aşr Dhahabī li-l-Mar'a." *al-'Ayn al-Ikhhārīya*, 8 January.
- FIDH (al-Fidrālīya al-Dawliya li-Huqūq al-Insān). 2012. *al-Thawra al-'Arabīya: Ayy Rab' li-l-Nisā'?*
https://www.fidh.org/IMG/pdf/28_05_12_women_ar_final.pdf
- Gharīb, Muḥammad and Maḥmūd Ramzī. 2021a. "Nuwwāb Yuṭālibūna al-Ḥukūma bi-Istirātījīya li-Mukāfaha al-Taḥarrush." *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- . 2021b. "<Bakrī> Yuṭālibu bi-Naşş li-Sur'a Muḥākama al-Mutaḥarrish.. wa-Yantaqidu al-Taḥarrush bi-Nā'iba Tūnisīya." *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- Gharīb, Muḥammad, Maḥmūd Ramzī, and Muḥammad 'Abd al-Qādir. 2021a. "Nā'ib Yuḥammilu al-Mar'a Mas'ūliya al-Taḥarrush.. wa-Ra'īs <al-Nuwwāb> Yaḥdhafu hā min al-Maḍbaṭa." *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- . 2021b. "Nā'iba: al-Mutaḥarrish Marīḍ Nafsī.. wa-Yajibu Inshā' Waḥda Dākhlila al-Aqsām li-Munāḥaḍa al-'Unf Ḍidda al-Mar'a." *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 July.
- . 2021c. "<al-Nuwwāb> Yuwāfiqū 'alā Taghlīz 'Uqūba <al-Taḥarrush> fi Majmū'i-hi wa-Yuḥīlu-hu ilā Majlis al-Dawla." *al-Miṣrī al-Yawm*, 12 July.
- Hāmid, Zaynab. 2014. "bi-al-Fīdiyū.. Ba'da Wāqī'a Jāmi'a al-Qāhira.. Naşşār: lā Nubarriru.. wa-'Uḍw bi-<Shuftu Taḥarrush>: Ba'ḍ al-Asātidha Yataḥarrashūna bi-Ṭālibāti-him." *al-Shurūq*, 17 March.
- Harbī, Ḥusām. 2021. "Ājil.. <Mustaqbal Waṭan> Yuqaddimu Mashrū' Qānūn li-Taghlīz 'Uqūba al-Taḥarrush al-Jinsī." *al-Waṭan*, 24 June.
- al-Hay'a al-'Āmma li-l-Isti'mālāt. 2020. "Yawm al-Mar'a al-Miṣriya." *al-Hay'a al-'Āmma li-l-Isti'mālāt*, 16 March.
- 'Işām al-Dīn, Şafā and Aḥmad 'Uways. 2021. "al-Nā'ib Ashraf Rashād Yudāfi'u 'an Taghlīz 'Uqūba al-Taḥarrush: Sā'idū-nī Nuḥāfizu 'alā al-Sharaf." *al-Shurūq*, 11 July.
- Jāwīsh, Muḥammad. 2021. "Tashrī'āt Jarī'a: Taghlīz 'Uqūbāt <al-Taḥarrush> wa-<al-Faşl bi-Ghayr al-Ṭarīq al-Ta'dībī>." *al-Miṣrī al-Yawm*, 30 July.
- al-Jumaylī, Hishām 'Abd al-Hamīd. 2015a. *Sharḥ Qānūn al-'Uqūbāt fi Daw' Mukhtalif al-Ārā' wa-Aḥdath Ittijāhāt wa-Aḥkām Maḥkama al-Naqd al-Şādir ḥattā Sana 2015 Wifqan li-Aḥdath Ta'dilāt Qānūn al-'Uqūbāt bi-al-Qawānīn Arqām 49, 50, 128 li-Sana 2014.* (vol. 3) Cairo: Dār al-'Adāla.
- . 2015b. *Sharḥ Qānūn al-'Uqūbāt fi Daw' Mukhtalif al-Ārā' wa-Aḥdath Ittijāhāt wa-Aḥkām Maḥkama al-Naqd al-Şādir ḥattā Sana 2015 Wifqan li-Aḥdath Ta'dilāt Qānūn al-'Uqūbāt bi-al-Qawānīn Arqām 49, 50, 128 li-Sana 2014.* (vol. 4) Cairo: Dār al-'Adāla.
- Lāshīn, Sāmiḥ. 2021. "Ta'arruf 'alā Tafāṣīl Ta'dil Qānūn al-'Uqūbāt li-Muwājaha Zāhira al-Taḥarrush." *al-Ahrām*, 27 June.
- Mada Masr. 2014. "Victim Blamed After Sexual Assault at Cairo University." *Mada Masr*, 18 March.

- Mahmūd, ‘Abd Allāh. 2018. “Ta‘arruf ‘alā al-Farq Bayna Jarā‘im al-Ightisāb wa-Hatk al-‘Ird wa-Khadsh al-Hayā’ wa-al-Taḥarrush.” *al-Yawm al-Sābi*, 29 October.
- Murād, Kamāl. 2014. “<al-Qawmī al-Mar’a>: Ḥādith <Taharrush al-Taḥrīr> Mu’sif wa-bi-Hadaf li-Tashwīh <al-‘Urs>.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 9 June.
- Maṣrāwī. 2021. “592 Nā‘iban Yu‘addūna al-Qasam al-Dustūrī al-Yawm Wasta Ijrā‘āt Ihtirāziya Mushaddad - Ṣuwar.” *Maṣrāwī*, 12 January.
- al-Naḥrāwī, Islām. 2010. “Ta’yīd al-Ḥukm ‘alā al-Mutaḥarrish bi-al-Fatā Nuhā Rushdī.” *al-Yawm al-Sābi*, 15 February.
- al-Qumāsh, Muḥammad. 2021. “Mādhā Qālat Ṭifla al-Ma‘ādī ‘an Wāqi’a al-Taḥarrush Allatī Hazzat Miṣr.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 14 March.
- Rashwān, Hudā. 2011. “al-Nisā’ fī Yawm al-Mar’a al-Miṣriya: ‘Āyizīn al-Siyāsa.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 16 March.
- Riḍā, Muḥammad. 2016. “12 Ma‘lūma ‘an Ashraf Rashād al-Rajl al-Awwal fī Ḥizb Mustaqbal Waṭan.” *al-Yawm al-Sābi*, 26 September.
- Ṣāliḥ, Amīn. 2017. “bi-Ṣuwar.. Mustaqbal Waṭan Yantakhibu Ashraf Rashād Ra‘isan 4 Sanawāt bi-al-Tadhkiya.” *al-Yawm al-Sābi*, 30 September.
- Ta‘lab, Ibtisām and ‘Āṭif Badr. 2021a. “Intifāda Barlamāniya li-Ta’dil ‘Uqūba al-Taḥarrush bi-Qānūn al-‘Uqūbāt.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 9 March.
- . 2021b. “Ḥizb al-‘Adl Yuqaddimu Mashrū‘ Qānūn Taghlīz ‘Uqūba al-I’tidā’ al-Jinsī ‘alā al-Atfāl.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 10 March.
- TIMEP (The Tahrir Institute for Middle East Policy). 2015. “Parliamentary Elections Monitor: Nation’s Future Party (Hizb Mostaqbal Watan).” *TIMEP*, 27 October.
- . 2021. “Egypt’s Elections and Parliament: Old Habits Never Die.” *TIMEP*, 26 March.
- ‘Uthmān, Dāliyā. 2011. “<al-A‘lā li-l-Quwwāt al-Musallaḥa>: al-I’dām ‘Uqūba al-Ightisāb.. wa-al-Sajn al-Mushaddad li-Hatk al-‘Ird.” *al-Miṣrī al-Yawm*, 1 April.